

年金は世代と世代の助け合い



「人生80年時代」・「高齢化社会の到来」などということがさかんにいわれています。めざましい医学の進歩や生活環境の変化により、平均寿命もどんどん伸びています。そのため、長い老後の生活をいかに過ごすかが注目され、また課題になっています。あかるく豊かな老後を送るためには、まず心身共に健康なこと、生きていくための収入があること、生きがいを持っていることなどが必要です。

そして、長くなった第二の人生を豊かに有意義に過ごすためにも、公的年金制度の果たす役割もますます重要になっています。年金制度は、やがて誰にでもおとずれる老後や、いつおこるかわからない万一の時に備え、それをみんなで支え合う制度です。

国民年金はあなたのため・みんなのため

最近では、停年退職後を「第一の人生」として、いかに充実して送るかが関心事の一つとなっています。それでは、老後の生活を豊かなものにするにはどうすればよいのでしょうか。

年四月からは二十歳以上の学生の年金を受けられないなどの問題点がありました。このような諸問題を解決するため、平成三

人（平成二年十月末現在）が加入しています。まだ年金をもらっている人は、千六百四十八人で約五億四千二百万円（平成元年四月～二年三月まで）の年金を受けています。これか

この国民年金に二千百六十八円として、現在岩室村では、

加入者が、病気やケガで障害者になつたときに受けられます。

二十五年以上加入した人が、原則として六十五歳から受けられます。ただし、希望により年金受給を繰り上げたり、繰り下げたりできます。

老齢基礎年金

夫が亡くなつたとき、夫の収入で生活していた妻子（子は十八歳未満）が受けられます。妻が受けられる場合八十七万七千七百円、子が受けられる場合六十八万三千三百円。ただし、子が二人以上いるときは計算されます。

この老齢基礎年金には、老齢基礎年金の三種類があります。
①老齢に障害になつたときの老齢基礎年金
②障害者になつたときの障害基礎年金
③夫が亡くなつて母子家庭になつたときなどの遺族基礎年金の三種類があります。



あなたの加入する国民年金は

必ず加入しなければならない人

①第1号被保険者(自営業の方)



農林漁業・商業・サービス業などの自営業の方とその家族の方で、厚生年金や共済組合に入加入していない20歳以上60歳未満の方は、第1号被保険者となります。

②第2号被保険者(サラリーマンやOLの方)



厚生年金や共済組合に入加入している方は、第2号被保険者となります。(サラリーマンやOLの方は、勤務先で厚生年金や共済組合に入加入することにより、自動的に国民年金に加入したことになります)

③第3号被保険者(サラリーマンの奥さん)

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている奥さんで、20歳以上60歳未満の方は、第3号被保険者となります。

「扶養されている奥さん」とは、ご主人の健康保険証の被扶養者欄に名前が書かれている奥さんです。

保険料の納入は口座振替で

国民年金の保険料は、二十歳から六十歳になります。保険料の納期限をついうつかり忘れたり、未納のままにしておくと年金を受けられない場合があります。そんなことにならないよう手続きください。申し込み用紙は役場、金融機関の窓口に用意してありますので、納付書と預金通帳および印かんをお持ちになつてお申込みください。

らますます高齢化が進み、公的年金制度の果たす役割が大きくなります。ですから、被保険者であるみなさん一人ひとりが保険料を納めることが、年金制度を支えるうえで、また、みなさんの老後を備えるうえでとても大切です。

今年四月からスタート

国民年金制度は、原則として二十歳以上六十歳未満の方が、すべて加入していくだけになるとになっています。しかし、二十歳以上の大学・専修学校（夜間部は除きます）などの学生のみなさんは、この範囲から除かれ、任意加入（希望すれば加入できる）の対象とされました。

このため、交通事故やスポーツ中の事故、そして病気などにより、二十歳以後の在学中に障害者になつても、国民年金に任意加入しない限り障害基礎年金などは受けられませんでした。また、老齢基礎年金は、原則として二十歳から六十歳までの四十年間保険料

を納めることで、いわゆる「満額」の老齢基礎年金を受けられるようになりますが、二十歳以上の学生のみなさんは、卒業してから各年金制度に加入しても満額の老齢基礎年金が受けられないなどの問題点がありました。

年四月からは二十歳以上の学生のみなさんも、国民年金に加入しなければならないことになりました。ただけ仲間はずれにならないように忘れずに手続きをしましょう。

こんど新しく

厚生年金や共済組合に加入している方の老

後は、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金（退職共済年金）」の二階建となついますが、自営業の方など国民年金だけの加入者（第一号被保険者）は、「老齢基礎年金」だけです。そこで、自営業の方などにも、ゆとりをもつて老後を暮らせるように、国民年金に上乗

生のみなさんは、この範囲から除かれ、任意加入（希望すれば加入できる）の対象とされました。

このため、交通事故やスポーツ中の事故、そして病気などにより、二十歳以後の在学中に障害者になつても、国民年金に任意加入しない限り障害基礎年金などは受けられませんでした。また、老齢基礎年金は、原則として二十歳から六十歳までの四十年間保険料

を納めることで、いわゆる「満額」の老齢基礎年金を受けられるようになりますが、二十歳以上の学生のみなさんは、卒業してから各年金制度に加入しても満額の老齢基礎年金が受けられないなどの問題点がありました。

年四月からは二十歳以上の学生のみなさんも、国民年金に加入しなければならないことになりました。ただけ仲間はずれにならないよう忘れずに手続きをしましょう。

このため、交通事故やスポーツ中の事故、そして病気などにより、二十歳以後の在学中に障害者になつても、国民年金に任意加入しない限り障害基礎年金などは受けられませんでした。また、老齢基礎年金は、原則として二十歳から六十歳までの四十年間保険料

を納めることで、いわゆる「満額」の老齢基礎年金を受けられるようになりますが、二十歳以上の学生のみなさんは、卒業してから各年金制度に加入しても満額の老齢基礎年金が受けられないなどの問題点がありました。

年四月からは二十歳以上の学生のみなさんも、国民年金に加入しなければならないことになりました。ただけ仲間はずれにならないよう忘れずに手続きをましょう。

このため、交通事故やスポーツ中の事故、そして病気などにより、二十歳以後の在学中に障害者になつても、国民年金に任意加入しない限り障害基礎年金などは受けられませんでした。また、老齢基礎年金は、原則として二十歳から六十歳までの四十年間保険料

を納めることで、いわゆる「